
プロジェクト	公正価値測定に関するガイダンス及び開示
項目	第 126 回金融商品専門委員会で聞かれた意見

本資料の目的

1. 本資料は、第 126 回金融商品専門委員会（2018 年 4 月 23 日開催）において審議した項目について、聞かれた主な意見をまとめたものである。

会計基準等の構成及び基準開発の進め方の検討

（会計基準の構成）

時価の定義及びガイダンス

2. 時価に関する会計基準を開発する際には、現行の日本基準と米国会計基準及び IFRS との比較表を作成し、差異が大きい論点のうち、実務上問題になる論点を特定することも考えられる。
3. 国際的な会計基準と整合を図る観点から、時価に関する会計基準及び適用指針を開発する方法を支持する。ただし、金融商品以外について広く適用範囲に含まれることのないようにする必要があると考えられる。
4. トレーディング目的で保有する棚卸資産等の検討時期の想定はあるか。当該検討を金融商品の検討の後で行う場合には、手戻りが生じないようにする必要があると考えられる。

→最初は金融商品を念頭に基準開発を行い、その検討が完了した後に基準の適用範囲を金融商品以外にも広げて検討することを考えている。その場合でも、現時点では、手戻りは生じないのではないかと考えている。

時価に関する開示

5. 新たな会計基準及び適用指針において、時価に関するガイダンスから開示までをまとめる方が利用しやすいとの考え方もあると考えられる。
6. 国際的な整合性を図る観点からは、基準構成も IFRS と整合させるべきと考える一方で、開示については金融商品のみが検討の対象となることに鑑みると、企業会計基準適用指針第 19 号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」を改正する提案も理解することができる。

(用語の表記)

7. 事務局の提案によると、国際的な会計基準を基礎とする金融商品の「時価」と従来の日本基準における金融商品以外の「時価」が存在することとなり、同じ「時価」という言葉に2つの異なる意味が存在することになるため、異なる用語を使用した方が区別を明確にできるのではないか。
8. 「時価」及び「公正価値」が似て非なるものであれば、異なる用語とした方がよく、同じ概念であれば、「公正価値」を用いないことも考えられる。会計基準における「時価」が他の法規制における「時価」と異なる意味となる場合には混乱を生じさせる可能性があり、新しい会計基準では「公正価値」を用いることがよいのではないか。
9. 現行の日本基準における時価が、新しく開発する日本基準の公正価値又は時価と同じ範囲のものであれば、用語は「時価」でも「公正価値」でも支障はないと考えられる。用語については、公開草案で意見を募ることも考えられ、用語の議論に時間をかけるよりも、公正価値の定義と現行の日本基準の時価の関係を検討することに注力すべきではないか。
10. 異なる定義の「時価」が金融商品と金融商品以外に適用される場合、検討の経緯を理解していないと混乱が生じる可能性があることを懸念するため、金融商品の時価については「公正価値」を用いた方がよいのではないか。この場合には、他の法規制の影響を考慮する必要があると考えられる。
11. 新しい会計基準の中で、新しい定義の「時価」を用いているのはどの商品なのか、従来と変わらない「時価」を用いているのはどの商品なのかについて具体的に明示することが有用であると考えられる。新しい定義の「時価」を用いるのは、基本的に金融商品とすべきであり、不動産等は検討範囲に含めるべきでないと考えられる。
→現行の日本基準においても、「時価」はそれぞれの会計基準で定義されており、「時価」は複数の意味を持っている。新しい会計基準における「時価」はその会計基準において適用範囲が明示され、また「時価」を「公正価値」と変更した場合に生じる他の法規制への影響に関するコスト・ベネフィットを考慮すると、「公正価値」を用いない方が、デメリットもあるが、全体としてコスト・ベネフィットがあるのではないか。

(基準開発の進め方)

時価の定義及びガイダンス

12. レベル 3 のインプットに基づく公正価値測定における初日の損益が認識できるよう、検討を進めていただきたい。
13. 今後の進め方として、収益認識基準のように、一旦 IFRS 第 13 号と整合的に会計基準を開発した上で、代替的な取扱いを認めることを想定しているのか。
→少なくとも内容を国際的な会計基準と整合させることが考えられるが、必ずしも収益認識基準と同様の方法を前提としているわけではない。
14. 作成者としては、時価の定義の変更による税務への影響も鑑み、可能な限り会計と税務が整合的となることが必要であると考えられる。

時価に関する開示

15. 四半期開示における開示項目については、実務上の負荷の観点から検討すべきである。
16. レベル 3 の詳細開示については、個々の開示項目毎に議論すべきであると考えられる。
17. コスト・ベネフィットの観点から、連結財務諸表で開示する場合には個別財務諸表での開示を不要とすることを検討すべきであると考えられる。
18. 開示を検討する際には、制度によってセグメント情報の開示状況が異なる点についても勘案することが考えられる。

以 上